

諮問庁：国立大学法人千葉大学

諮問日：令和3年6月22日（令和3年（独個）諮問第42号ないし同第48号）及び同年7月1日（同第50号）

答申日：令和3年12月20日（令和3年度（独個）答申第50号ないし同第57号）

事件名：特定のメールを本人に送付するために特定期間に行われた会議の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件

特定のメールを本人に送付するよう指示した連絡等の不開示決定（不存在）に関する件

本人に交付された調査説明書の特定の文言を確定した会議の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件

本人に送付された特定のメール中の「上司」からの指示を示す文書の不開示決定（不存在）に関する件

本人に対する特定の発言を特定職員に行うように指示した文書等の不開示決定（不存在）に関する件

本人が受けた荷物運び出しの命令に関し特定職員の上司が指示した文書等の不開示決定（不存在）に関する件

本人に係る予備調査委員会議事要旨の特定の記載に関連する文書の不開示決定（不存在）に関する件

本人の研究室の明渡し時点での点検結果が記載された文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく各開示請求に対し、令和3年3月24日付け千大総第46号及び第47号、同月30日付け同第65号、同年4月27日付け同第114号、同年5月18日付け同第132号及び同第140号、同年6月1日付け同第151号並びに同月17日付け同第171号により国立大学法人千葉大学（以下「千葉大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分8」といい、併せて「原処分」とい

う。)について、全部開示するよう求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する各審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 審査請求人が開示を求めた情報は、審査請求人の特定処分に関する情報である。この情報が、「国立大学法人千葉大学法人文書管理規程」に定める別表第1のうち、「国立大学法人千葉大学の職員の人事に関する決定又はその経緯」（保存期間3年）に該当するののか、「個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯」「不利益処分に関する重要な経緯」（保存期間30年）のいずれに該当するか定かではないが、審査請求人が開示を求めた情報は、特定年特定月A、特定月B及び特定月Cのものであるところ、前記保存期間からすれば、保存されていなければならないものである。

なお、前記規程上、保存すべき「法人文書」は同規程上、「本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（略）を含む。以下同じ。）であって、本学の役員又は職員が組織的に用いるものとして、千葉大学が保有しているものをいう。」となっており、メール等の電磁的記録を含むものである。

- (2) この点について、千葉大学は、「存在が確認できない」ことを全部開示しない理由としているが、これは同大学が自ら定めた前記規程の保存期間からすると、虚偽であると考えられる。
- (3) 審査請求人は、本各審査請求によって、保存期間内の情報である開示請求に係る情報の開示を求める。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件事案の概要

#### (1) 原処分1

本件は、審査請求人が諮問庁に対して、特定年特定月日A特定時分Aに、担当課の特定部局B特定役職A特定個人Aから審査請求人宛に送付されたメールに関して、特定期間までの間に、当該メールを送付するために開催された会議の議事録、当該メールを送るように特定部局B特定役職A特定個人Aへ指示した連絡、特定部局B特定役職A特定個人Aが当該メールを審査請求人に送付した後に指示された者に対して行った報告について、令和3年2月19日付け保有個人情報開示請求書にて開示を求めたことを受けて、千葉大学が同年3月24日付け千大総第46号により、当該保有個人情報の開示をしない旨の決定を行ったところ、原処分1に対して審査請求が提起されたものである。

#### (2) 原処分2

本件は、審査請求人が諮問庁に対して、特定年特定月日特定時分Bに、

審査請求人が当時所属していた特定部局 A の特定役職 B から審査請求人宛に送付されたメールに関して、①特定部局 A を所管する担当課の特定個人 C に対し、「特定役職 B から審査請求人へメールを送付するよう」指示した連絡、②①の指示を受けて、特定個人 C を含む誰かが特定役職 B に対しメールの送付を指示した連絡、③②の指示を受けた特定役職 B が審査請求人に当該メールを送付した後、特定個人 C に対して行った報告、④当該メールのほか、「特定月 C 臨時教員会議」の開催案内に関する通知を審査請求人に対し送付した記録について、令和 3 年 2 月 19 日付け保有個人情報開示請求書にて開示を求めたことを受けて、千葉大学が同年 3 月 24 日付け千大総第 47 号により、当該保有個人情報の開示をしない旨の決定を行ったところ、原処分 2 に対して審査請求が提起されたものである。

### (3) 原処分 3

本件は、審査請求人が諮問庁に対して、特定年月日 C に審査請求人に交付された調査説明書に関して、①調査説明書に記載する文書の文言を確定した会議（「特定・特定〇〇」という表現を確定した会議）の議事録と電子メールの記録、②「担当課の特定個人 C 特定役職 E が説明書交付の後に、その説明書について審査請求人に説明するよう決めた人」が判明する会議の議事録と電子メールの記録、③「特定・特定〇〇」の意味について、特定個人 C 特定役職 E は審査請求人に対し、「数多くある特定処分のどれかです」と説明したが、「調査説明書の文言が確定した後に、このような説明を行うことを特定個人 C 特定役職 E に指示した人」が判明する会議の議事録について、令和 3 年 3 月 9 日付け保有個人情報開示請求書にて開示を求めたことを受けて、千葉大学が同月 30 日付け千大総第 65 号により、当該保有個人情報の開示をしない旨の決定を行ったところ、原処分 3 に対して審査請求が提起されたものである。

### (4) 原処分 4

本件は、審査請求人が諮問庁に対して、特定年月日 B 特定時分 C に、担当課の特定個人 C 特定役職 F から審査請求人宛に送付されたメールに関して、メール本文中に「なお、この件につ（い）ては上司から大至急確認するように指示されております。」とある記述の「上司」からの指示を示す記録について、令和 3 年 4 月 15 日付け保有個人情報開示請求書にて開示を求めたことを受けて、千葉大学が同月 27 日付け千大総第 114 号により、当該保有個人情報の開示をしない旨の決定を行ったところ、原処分 4 に対して審査請求が提起されたものである。

### (5) 原処分 5

本件は、審査請求人が諮問庁に対して、審査請求人が特定個人 B 特定役職 B と会った際に、特定個人 B 特定役職 B から「陳述請求はしません

よね」と言われた発言について、特定個人B特定役職Bに行うよう指示した文書又は特定個人B特定役職Bが自分で発言することを決断したことを示す文書について、令和3年4月26日付け保有個人情報開示請求書にて開示を求めたことを受けて、千葉大学が同年5月18日付け千大総第132号により、当該保有個人情報の開示をしない旨の決定を行ったところ、原処分5に対して審査請求が提起されたものである。

#### (6) 原処分6

本件は、審査請求人が諮問庁に対して、特定年特定月日Fの週に、審査請求人が特定個人E特定役職Gから口頭で受けた荷物運び出しの命令に関して、特定個人E特定役職Gから審査請求人に命令するように、特定個人E特定役職Gの上司が指示した文書及び審査請求人の荷物運び出しに関係して特定個人C特定役職Fが記録した文書について、令和3年5月6日付け保有個人情報開示請求書にて開示を求めたことを受けて、千葉大学が同月18日付け千大総第140号により、当該保有個人情報の開示をしない旨の決定を行ったところ、原処分6に対して審査請求が提起されたものである。

#### (7) 原処分7

本件は、審査請求人が諮問庁に対して、審査請求人に係る特定年特定月日H開催の予備調査委員会議事要旨に記載されている「本事案については2週間で結論を出さなければならない」とされた経緯等これに関連する情報の一切について、令和3年5月19日付け保有個人情報開示請求書にて開示を求めたことを受けて、千葉大学が同年6月1日付け千大総第151号により、当該保有個人情報の開示をしない旨の決定を行ったところ、原処分7に対して審査請求が提起されたものである。

#### (8) 原処分8

本件は、審査請求人が諮問庁に対して、特定年特定月日Gの審査請求人の離職に伴い、審査請求人に研究用に割り当てられていた部屋（特定部局A特定号室A，特定号室B，特定研究棟特定号室C）の明け渡し時点での点検の結果が記載された文書について、令和3年6月4日付け保有個人情報開示請求書にて開示を求めたことを受けて、千葉大学が同月17日付け千大総第171号により、当該保有個人情報の開示をしない旨の決定を行ったところ、原処分8に対して審査請求が提起されたものである。

## 2 審査請求人の主張及び諮問庁の説明

審査請求人は、諮問庁が行った当該保有個人情報の開示をしない旨の各決定について、千葉大学が定めた規程の「保存期間からすると、虚偽であると考えられる」と述べており、諮問庁が当該保有個人情報を保有していることを前提として、本件各不開示決定に際して行われた諮問庁の探索が

不十分である旨を主張していると解される。

(1) 原処分1

諮問庁では、当該保有個人情報の特定に当たっては、特定個人A特定部局B特定役職A及び特定個人A特定部局B特定役職Aが当該メールの送付時に所属していた担当課においては当該課の職員をして、キャビネット、書類保管庫、パソコン等について探索を行ったものの、当該保有個人情報の存在を確認できなかったため、開示をしない旨の原処分1を行っており、さらに諮問に際しても、改めて探索をしたところであるが、新たに存在が確認された保有個人情報はなかった。

(2) 原処分2

諮問庁では、当該保有個人情報の特定に当たっては、当該メールを審査請求人に対して送付した特定役職B、特定個人C及び特定個人Cが当該メールの送付時に所属していた担当課においては当該課の職員をして、キャビネット、書類保管庫、パソコン等について探索を行ったものの、当該保有個人情報の存在を確認できなかったため、開示をしない旨の原処分2を行っており、さらに諮問に際しても、改めて探索をしたところであるが、新たに存在が確認された保有個人情報はなかった。

(3) 原処分3

諮問庁では、当該保有個人情報の特定に当たっては、上記1(3)の①については担当課の事務職員、②については特定個人D特定役職E及び担当課の事務職員をして、キャビネット、書類保管庫、パソコン等について探索を行ったものの、当該保有個人情報の存在を確認できなかったため、開示をしない旨の原処分3を行っており、さらに諮問に際しても、改めて探索をしたところであるが、新たに存在が確認された保有個人情報はなかった。

なお、③については特定個人D特定役職Eは「数多くある特定処分のどれかです」との説明をしていないことから、当該請求に係る情報は保有個人情報として作成又は取得しておらず、該当する保有個人情報を保有していないため開示をしない旨の原処分3を行っているところ、諮問に際して念のため探索をしたが、やはり存在を確認できなかった。

(4) 原処分4

諮問庁では、当該保有個人情報の特定に当たっては、特定個人C特定役職Fをして、キャビネット、書類保管庫、パソコン等について探索を行ったものの、当該保有個人情報の存在を確認できなかったため、開示をしない旨の原処分4を行っており、さらに諮問に際しても、改めて探索をしたところであるが、新たに存在が確認された保有個人情報はなかった。

(5) 原処分5

諮問庁では、当該保有個人情報の特定に当たっては、特定個人B特定役職Bをして、キャビネット、書類保管庫、パソコン等について探索を行ったものの、当該保有個人情報の存在を確認できなかったため、開示をしない旨の原処分5を行っており、さらに諮問に際しても、改めて探索をしたところであるが、新たに存在が確認された保有個人情報はなかった。

#### (6) 原処分6

諮問庁では、当該保有個人情報の特定に当たっては、特定個人E特定役職Gをして、キャビネット、書類保管庫、パソコン等について探索を行ったものの、当該保有個人情報の存在を確認できなかったため、開示をしない旨の原処分6を行っており、さらに諮問に際しても、改めて探索をしたところであるが、新たに存在が確認された保有個人情報はなかった。

#### (7) 原処分7

諮問庁では、当該保有個人情報の特定に当たっては、特定事務職員をして、キャビネット、書類保管庫、パソコン等について探索を行ったものの、当該保有個人情報の存在を確認できなかったため、開示をしない旨の原処分7を行っており、さらに諮問に際しても、改めて探索をしたところであるが、新たに存在が確認された保有個人情報はなかった。

#### (8) 原処分8

諮問庁では、当該保有個人情報の特定に当たっては、担当課の事務職員をして、キャビネット、書類保管庫、パソコン等について探索を行ったものの、当該保有個人情報の存在を確認できなかったため、開示をしない旨の原処分8を行っており、さらに諮問に際しても、改めて探索をしたところであるが、新たに存在が確認された保有個人情報はなかった。以上のことから、諮問庁は、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当であると考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和3年6月22日 諮問の受理（令和3年（独個）諮問第42号ないし同第48号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年7月1日 諮問の受理（令和3年（独個）諮問第50号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 同年11月8日 審議（令和3年（独個）諮問第42号ないし同第48号及び同第50号）

- ⑥ 同年12月13日 令和3年（独個）諮問第42号ないし同第48号及び同第50号の併合並びに審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

審査請求人は本件対象保有個人情報の全部開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

審査請求人に関しては、特定の不正行為に関する通報があり、千葉大学の関係規程に基づき予備調査委員会及び特定調査委員会が設置され、調査が行われ、国立大学法人千葉大学就業規則の特定の事由に該当するため、国立大学法人千葉大学職員不利益処分手続規程に基づき、人事調査委員会による調査が行われた。その結果、人事調査委員会が作成した「調査説明書」を特定月日Bに特定役職Dが審査請求人に交付した。

「調査説明書」には不利益処分に処しようとする審査請求人に対し、審査請求人の氏名、職名及び所属部局、予定される処分の種類及び程度、根拠規定、不利益処分をしようとする理由、人事調査委員会に対して口頭又は書面で陳述することを請求できる旨及びその期間（「調査説明書」を受領後14日以内）が記載されている。特定役職Dが審査請求人に調査説明書交付の後、別室に移り、特定役職Eと特定役職Aが審査請求人に陳述請求書等を交付し、その提出期限について主に特定役職Aから説明したが、その後の取扱い（教育研究評議会の審議）については特段説明を行っていなかった。

#### ア 原処分1

- (ア) 原処分1の開示請求に係るメールとは、上記の処分に関連して、特定月日A特定時分Aに審査請求人に特定役職Aが送ったメールのことであり、別紙の1(1)の保有個人情報は、当該メールの発出に関し、特定期間までの間に行われた会議の議事録である。

当該メールの特定の記載により、審査請求人は、誰かが独断で決定して、特定役職Aに対して、審査請求人へメールするよう指示したか、又は、何らかの会議の決定によって、手続が変更され、当該メールの記載は、その事実の存在を証明するものである旨を主張し

ていると解される。

しかし、当該メールに記載された内容は、「国立大学法人千葉大学特定手続規程」に規定されており、審査請求人が主張するような事実はない。また、当該メールは、今後の不利益処分手続の流れを伝える意図であり、その他の意味を含むものではない。

(イ) 別紙の 1 (2) の保有個人情報、特定役職 A に対して審査請求人へ当該メールを送るよう指示した連絡を記録した文書である。また、別紙の 1 (3) の保有個人情報は、その指示に対する報告を記録した文書である。

しかし、特定役職 A が審査請求人に送った当該メールは、人事調査委員会による調査の一連の担当業務の中で審査請求人との日程調整のため送付したものであり、そのため、特定役職 A へ指示した文書もその指示に対する報告のための文書も作成していない。

#### イ 原処分 2

(ア) 開示請求に係るメールとは、審査請求人が所属する特定部局 A の教員会議の議長である特定役職 B が審査請求人に関する特定事案について、審査請求人以外の構成員に説明するため、臨時に教員会議を開催することになり、特定役職 B が審査請求人に対して当該会議に欠席で差し支えない旨を伝えるために出したメールのことであり、誰かの指示があつて特定役職 B が審査請求人にメールを送ったものではない。また、メールの CC に特定役職 C のメールアドレスがあるのは臨時教員会議の欠席者情報を共有するためである。

(イ) よって、別紙の 2 (1) ないし (3) の保有個人情報が記録された文書は作成していない。

(ウ) 別紙の 2 (4) の保有個人情報は、審査請求人に対して当該メール以外で特定月日 C の臨時教員会議案内に関する通知が記録された文書である。

特定役職 B から審査請求人に対して当該メールで「欠席で差し支えない」旨の連絡をしているため、当該メール以外で審査請求人に対して当該臨時教員会議に関する案内は作成していない。

#### ウ 原処分 3

(ア) 別紙の 3 (1) の保有個人情報は、「特定処分の種類及び程度相当であること」を決定した人事調査委員会ではなく、「調査説明書に記載する文言として「特定処分の種類及び程度」という表現を用いること」を決定した会議のことを指していると開示請求書受付の際に審査請求人に確認している。

しかし、「調査説明書に記載する文言として「特定処分の種類及び程度」という表現を用いること」を決定するために会議は開催し

ておらず、別紙の 3 (1) の保有個人情報を記録した文書は作成していない。

- (イ) 別紙の 3 (2) の保有個人情報は、特定役職 D が審査請求人に調査説明書を交付した後に、別室に移り、特定役職 E と特定役職 A が審査請求人に陳述請求書等を交付し、提出期限について特定役職 E 又は特定役職 A が説明するように決めた人が判明する議事録と電子メールの記録である。

しかし、特定役職 E 及び特定役職 A の説明は職責において行われたものであり、請求内容にあるところの「決めた人」は存在せず、そのため、別紙の 3 (2) の保有個人情報を記録した文書は作成していない。

- (ウ) 別紙の 3 (3) の保有個人情報は、「特定処分の種類及び程度」の意味について、特定役職 E に「数多くある特定処分のどれかです」と審査請求人に説明をするよう指示した人が判明する会議の議事録である。

しかし、特定役職 E 及び同席した特定役職 A に確認したところ、請求内容にあるところの発言はしておらず、よって別紙の 3 (3) の保有個人情報を記録した文書は作成していない。

#### エ 原処分 4

- (ア) 開示請求に係る特定月日 D に特定部局 D の特定役職 F が審査請求人に送った電子メールは予備調査委員会の調査の一環として送ったものである。

- (イ) 別紙の 4 の保有個人情報は、当該電子メールに「上司から大至急確認するよう指示されております」との記載について、その「上司」からの指示を示す記録（電子メール、文書など）である。

特定役職 F に確認したところ、請求内容にある上司（特定役職 H）からの指示は、口頭で受けたものであり、よって「上司」からの指示を記録した文書は作成していない。なお、当該メールは、特定調査に必要となる書類の提出等を求める事務的な連絡であり、請求内容にある上司からの指示について文書を作成せずとも業務上支障を生ずることはない。

#### オ 原処分 5

別紙の 5 の保有個人情報が記録された文書は、審査請求人は「調査説明書」の交付後の二週間の期間内において、特定部局 A 特定場所で特定役職 B と会った時に、特定役職 B より、「審査請求人さん、陳述請求はしませんよね」と言われたと主張しており、その発言を特定役職 B に指示した文書又は自分で発言することを決断したことを示す文書である。

しかし、特定役職 B に確認したところ、請求内容にあるところの発言はしていないとのことである。そのため、別紙の 5 の保有個人情報記録された文書は存在しない。

#### カ 原処分 6

(ア) 別紙の 6 (1) の保有個人情報記録された文書は、審査請求人が退職するため、使用していた部屋を明け渡すに際して、特定役職 G が審査請求人へ私物を撤去するように命令することを上司が指示した文書である。その命令は特定役職 G の職責において行ったものであり、指示を受けて行ったものではない。そのため、特定役職 G から審査請求人に命令するように上司が特定役職 G に対して指示した文書はない。

(イ) 別紙の 6 (2) の保有個人情報記録された文書は、審査請求人が退職する際、使用していた部屋の運び出しに関して特定役職 G が記録した文書であり、当該運び出しに際しては私物が残っていないか等の確認を特定部局 E の特定役職 F が審査請求人立会いの下行っており、本事案に関わらず、退職する教職員の私物の運び出しに関しての記録は残していない。そのため、審査請求人の荷物の運び出しに関して記録した文書はない。

#### キ 原処分 7

別紙の 7 の保有個人情報は当該予備調査委員会の議事要旨の「本事案については 2 週間で結論を出さなければならない」との記載について、その経緯等関連する情報の一切であるが、この記載の根拠は、「国立大学法人千葉大学における公的研究費等の適正な取扱いに関する規程」12 条に規定されている事項を記載したものである。そのため、審査請求人の特定の不正行為に関する調査を進めるに当たり、請求内容に係る保有個人情報記録された文書を作成する必要はなく、当該文書はない。

なお、「2 週間で結論を出さなければならない」根拠たる同規程は保有個人情報に該当しないが、参考情報として開示決定通知書とは別に審査請求人へ提供している。

#### ク 原処分 8

別紙の 8 の保有個人情報記録された文書は、審査請求人に研究用に割り当てられていた各部屋の明け渡し時点での点検の結果が記録された文書である。

審査請求人の退職に伴い、審査請求人に割り当てられていた各部屋の明け渡しの際、特定部局 E の特定役職 F が審査請求人立会いの下、審査請求人の私物が残っていないか等を目視で確認を行った。

本事案に関わらず、退職する教職員の私物が残っていないか等に関

しての記録は残していない。そのため、審査請求人に割り当てられていた各部屋の明け渡し時点での点検結果が記録された文書はない。念のため、千葉大学内において、改めて執務室及び書庫等を探索したが、原処分に係る保有個人情報に記録された文書の存在は確認できなかった。

(2) 上記(1)の諮問庁の各説明に、特段不自然・不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、千葉大学において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 付言

原処分1，原処分2及び原処分4ないし原処分8における保有個人情報不開示決定通知書の「開示をしないこととした理由」欄には、「該当する保有個人情報を保有していない」と記載されているところ、一般に、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象保有個人情報を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象保有個人情報を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該保有個人情報が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、上記各処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

### 5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、千葉大学において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之，委員 泉本小夜子，委員 磯部 哲

別紙（本件対象保有個人情報）

1 令和3年（独個）諮問第42号

特定年特定月日A特定時分Aに、担当課の特定部局B特定役職A特定個人Aから審査請求人宛に送付されたメールに関して

- (1) 特定期間までの間に、当該メールを送付するために開催された会議の議事録
- (2) 当該メールを送るように特定部局B特定役職A特定個人Aへ指示した連絡
- (3) 特定部局B特定役職A特定個人Aが当該メールを審査請求人に送付した後に指示された者に対して行った報告

2 令和3年（独個）諮問第43号

特定年特定月日特定時分Bに、審査請求人が当時所属していた特定部局Aの特定役職Bから審査請求人宛に送付されたメールに関して

- (1) 特定部局Aを所管する担当課の特定個人Cに対し、「特定役職Bから審査請求人へメールを送付するよう」指示した連絡
- (2) (1)の指示を受けて、特定個人Cを含む誰かが、特定役職Bに対し、メールの送付を指示した連絡
- (3) (2)の指示を受けた特定役職Bが、審査請求人に当該メールを送付した後、特定個人Cに対して行った報告
- (4) 当該メールのほか、「特定月C臨時教員会議」の開催案内に関する通知を審査請求人に対し送付した記録

3 令和3年（独個）諮問第44号

特定年月日Cに審査請求人に交付された調査説明書に関して

- (1) 調査説明書に記載する文書の文言を確定した会議（「特定・特定〇〇」という表現を確定した会議）の議事録と電子メールの記録、
- (2) 「担当課の特定個人D特定役職Eが説明書交付の後に、その説明書について審査請求人に説明するよう決めた人」が判明する会議の議事録と電子メールの記録
- (3) 「特定・特定〇〇」の意味について、特定個人D特定役職Eは審査請求人に対し、「数多くある特定処分のどれかです」と説明したが、「調査説明書の文言が確定した後に、このような説明を行うことを特定個人D特定役職Eに指示した人」が判明する会議の議事録

4 令和3年（独個）諮問第45号

特定年月日B特定時分Cに、担当課の特定個人C特定役職Fから審査請求人宛に送付されたメールに関して、メール本文中に「なお、この件についてでは上司から大至急確認するように指示されております。」とある記述の「上司」からの指示を示す記録（電子メール、文書など）

5 令和3年（独個）諮問第46号

審査請求人が特定個人 B 特定役職 B と会った際に、特定個人 B 特定役職 B から「陳述請求はしませんよね」と言われた。この発言を特定個人 B 特定役職 B に行うよう指示した文書又は特定個人 B 特定役職 B が自分で発言することを決断したことを示す文書

6 令和 3 年（独個）諮問第 4 7 号

特定年特定月日 F の週に、審査請求人が特定個人 E 特定役職 G から口頭で受けた荷物運び出しの命令に関して

- (1) 特定個人 E 特定役職 G から審査請求人に命令するように、特定個人 E 特定役職 G の上司が指示した文書
- (2) 審査請求人の荷物運び出しに関して特定個人 C 特定役職 F が記録した文書

7 令和 3 年（独個）諮問第 4 8 号

審査請求人に係る特定年特定月日 H 開催の予備調査委員会議事要旨に記載されている「本事案については 2 週間で結論を出さなければならない」とされた経緯等これに関連する情報の一切（メール等の電磁的記録を含む）

8 令和 3 年（独個）諮問第 5 0 号

特定年特定月日 G の審査請求人の離職に伴い、審査請求人に研究用に割り当てられていた部屋（特定部局 A 特定号室 A，特定号室 B，特定研究棟特定号室 C）の明け渡し時点での点検の結果が記載された文書